

成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ結果概要

主査 新井誠

「適切な報酬算定に向けた検討と報酬助成の推進等に関すること」

1 適切な報酬算定に向けた検討

(1) 最高裁判所による報告

- ・報酬実情調査の主な結果概要は以下のとおり。
- ・報酬付与の申立てがない割合は、後見人等全体で見ると約23.7%となっている。
- ・後見人等全体のうち、親族・市民後見人以外で見ると報酬付与の申立てのない割合は3.1%であり、そのうち首長申立てかそれ以外かで見ると、首長申立て以外の方が報酬付与の申立てがない割合が大きくなる。また、本人の流動資産額が少ない方が報酬付与の申立てをしていない割合や報酬が低額になる割合が大きくなる。
- ・報酬付与の申立てがあった事件について、後見人等全体の報酬平均額は年額約33万円であり、本人の流動資産額が1000万円以下の事件については概ね年額20万円台であるが、1000万円を超えると大きく増加している。付加報酬の申立ての有無別で見ると、付加申立てのある事件とない事件との間の報酬平均額の差についても、流動資産額が1000万円を超えると大きくなる傾向がある。
- ・付加報酬の求めの有無割合については、流動資産額が1000万円を超えると、付加報酬の求めがある場合の割合が増えている。求めの内容としては、全体で見ると身上保護に関するものが件数としては最も多いが、1000万円を超えると、「本人財産にかかる法的な紛争対応・調整等」や「不動産任意売却」の割合が増えている傾向にある。

(2) 委員の主な意見

- ・報酬付与決定には利用支援事業の有無が影響していると思っている。
- ・地域によって格差があることも踏まえる必要がある。
- ・後見人の報酬は、実際は受け取れていない実態と併せて議論を進める必要がある。
- ・弁護士会、社会福祉士会、リーガルサポートによる調査を踏まえて考えてみるのも一つのやり方。

2 報酬助成の推進等

(1) 厚生労働省による報告

- ・調査研究事業（補助事業により実施。市町村・都道府県へのアンケート調査等）により、現時点で、以下の点が明らかになった。※回答のあった市町村数での割合を高齢者担当部署〔障害者担当部署〕の順にて記載。数値は速報値であり、今後変動する可能性がある。
- ・実施要綱等については、市町村長申立てでは、91.2%〔89.9%〕の市町村、報酬助成では、事業を実施している市町村の99.2%〔99.0%〕で整備されている。

・報酬助成の要件については、市町村で定める助成額の上限は、83.6% [85.0%]の市町村が厚労省通知の参考単価の上限額と同額である。家庭裁判所の報酬付与の審判に基づく報酬額の全額を助成している市町村は56.6% [56.8%]、本人の収入・資産がある場合には一部を控除して助成している市町村は25.2% [22.5%]であった。

・申立費用助成制度を設けていない理由は、事例がない（少ない）が40.7% [54.9%]、マンパワー不足が19.3% [18.6%]。報酬助成制度を設けていない理由は、事例がない（少ない）が58.1% [60.0%]、マンパワー不足が30.2% [22.5%]との回答であった。

・課題については、市町村長申立では、戸籍調査に時間を要すると回答した市町村は83.3% [76.8%]。業務量に対して担当職員数が足りないため、申立てまでに時間がかかると回答した市町村は58.2% [53.3%]あった。利用支援事業に関する課題では、報酬助成件数や申立て件数の予測ができず、予算の確保が難しいと回答した市町村は36.3%以上 [37.5%以上]。庁内で対象者、要件等の適否について見直し等の検討をする仕組みがないと回答した市町村は27.4% [26.4%]である。

・都道府県の取組では、権利擁護支援や成年後見制度、市町村申立に関する研修の企画・実施は、83.0%の都道府県が実施している。家庭裁判所に対する市町村別の申立件数等の統計データ等に関する情報提供依頼は78.7%の都道府県が実施している一方、市町村長申立て前後の、虐待者や親族等からの暴力・暴言、嫌がらせ、訴訟等に関する相談・助言対応や、マニュアル等の整備・情報提供、専門職団体に対するこれらの相談・助言に対する協力依頼を実施している都道府県は少なかった。

・好事例自治体の取組として、ヒアリング中の自治体もあるが、足立区の市町村長申立ての検討を効率的に行うための相談のチェックシートの活用事例。諫早市の利用支援事業の内容をホームページに掲載することにより、専門職等との施策の共有の事例。新潟県の管内市町村の状況を把握するとともに、各地域の状況や課題に応じた個別相談・支援の実施事例。香川県の県の働きかけにより、利用支援事業の申立者の要件について、管内全ての市町村が本人申立・親族申立も対象となった事例があった。

・上記結果を踏まえ、留意事項として、要綱整備の重要性の周知、既存通知の再周知、ホームページへの掲載等による周知・広報、好事例の取組の共有等を示したい。

(2) 法務省による報告

・総合法律支援法に規定されている「民事法律扶助制度」における「代理援助制度」について、民事裁判等手続を弁護士等に依頼する場合における弁護士費用等の立替制度であり、後見人報酬助成制度ではないことや、立替・償還制であるため、本人が費用を負担する制度であること等が説明された。

・「法律専門職である後見人が弁護士等に依頼する場合に代理援助の利用を認めるべきか」を検討する際の課題は、法律専門職が後見人である場合においては、一般的に、他の弁護士等に依頼しなくても、自ら民事裁判等手続への対応が可能であり、家庭裁判所においても、それを期待して選任していることを前提とした上で、①他の弁護士等に依頼して代理援助を利用することの要否・当否（利用する場合における事務の範囲を含む。）、②代理援助を利用しない場合における後見人報酬と代理援助を利用した場合における代理援助報酬の関係（負担の均衡）となる。

・課題①については、同一法律事務所内等における潜脱的な受任や不誠実な後見人による不受任等の不適切事案への対応の可否等を十分に踏まえつつ、他の弁護士等に依頼する必要性が高く、代理援助の利用を認めることが相当であると認められる事案における代理援助の利用の在り方について

て、法テラス等と協議・検討を行っている。

・課題②については、代理援助を利用した場合にかえて本人の負担が増加しないような報酬の在り方について、法テラス等と協議・検討を行っている。

(3) 委員の主な意見

(厚生労働省報告について)

- ・利用支援事業の内容や実施要綱等を公表する仕組みをつくと切磋琢磨が促進される。
- ・例えば隣の市町村の施設や病院を利用する場合など、1つの市町村で留まらないため、標準的な要綱の提示や統一的な基準を示してほしい。
- ・市町村の努力や市町村が主体となったやり方でいくことに限界が来ているのではないか。家裁が適正な判断で決定した報酬は受け取れるような仕組みをつくる必要があるのではないか。

(法務省報告について)

- ・法テラスは、法による紛争解決に必要な法的サービス等の提供が受けられる社会を実現するために設立された法人。無報酬では、本人は法的サービスの提供が受けられなくなる。
- ・成年後見制度は法務省マター。法務省は、法律をつくるだけでなく、それを動かすところに積極的に関わり、法律職の高い専門性がしっかりと担保されるようにしてほしい。法務省も財源についてしっかりと検討してほしい。
- ・課題①について、本人に資力がない場合に限定して裁判所も必要性を認めた上で適用されるもので、弊害が生じる事案はない。課題②について、後見人が法律職である場合でも法律職でない場合でも同一のものが支払われるため不公平ではない。

3 海外の報酬決定と報酬助成の仕組み

有識者等による報告

【桐蔭横浜大学 法学部 専任講師 青木仁美 氏 (オーストリア)】

- ・成年者保護法は、代理の基本類型として、配慮代理権、選任された成年者代理、法定成年者代理、裁判所による成年者代理の4制度を規定。
- ・成年者保護法は、補償（裁判所による成年者代理人に対する対価）と報酬（成年者代理人が特別な専門知識を用いて任務を遂行した場合）を規定。
- ・補償額は本人の収入（手取り）と財産を基礎として算定（収入の5%及び財産の2%）。
- ・裁判所は、個々のケース事情に応じて、不適切に高額または低額な補償を修正できる。
- ・報酬請求権が認められているのは、裁判所による成年者代理人だけである。
- ・弁護士は弁護士料金法、公証人は公証人料金法に基づいて報酬を請求できる。報酬請求権は常に職業に関する業務にのみ成立し、身上監護のような業務には報酬は認められない。
- ・成年者保護協会におけるクリアリングに係る費用は無料。費用は協会の予算（司法省からの助成金）から支出される。

【明治学院大学 法学部 教授 黒田美亜紀 氏 (ドイツ)】

- ・法定後見は世話のみの一類型。任意後見は事前配慮代理権。
- ・世話は無償が原則。名誉職世話人がいない場合にのみ職業世話人が選任され、職業世話人は本人

に対して報酬等を請求できる。本人が無資力の場合、国庫（州の司法予算）が報酬等を負担。

- ・後見人及び世話人の報酬に関する法律により、職業世話人、協会世話人、官庁世話人、官庁世話の報酬と費用を規定。報酬表は、適用される者に応じて3種類（とくに資格や知識を有しない者、職業訓練修了程度の知識を有する者、大学教育修了程度の知識を有する者）あり、各報酬表は、世話の期間、日常の居所、本人の財産状況に応じて報酬額を定める。

- ・付加報酬として、特別な状況下での特別手当（本人が無資力でなく、15万ユーロ以上の金融資産を管理する場合等）、一時金手当（名誉職世話人と職業世話人との間での交替や移行の場合）を請求できる。

- ・職業世話人が専門性あるサービスを提供した場合、個別に報酬を請求できる。

- ・世話協会の活動に対し、ほとんどの州（一部は市町村）から補助金が支給される。